

広 報 さ い

編集と発行 佐井村役場

(総務課)

電話 佐井 1. 45. 112

印刷 高金印刷

青森市沖館字篠田91

年頭のあいさつ

佐井村長

渡 辺 幸 定



完結までには尚安易な気持は許されないものと思っています。

村民の皆さん明けましておめでとうございます。

多事多端でありました昭和四十五年も皆様のご理解と御協力を賜り、幸いに大過なく送ることができまして心から感謝申し上げます。

過去一年の村政運営の実態を検討いたしました、今さらながら責務の重大さを痛感しています。

お陰様で諸問題は大方終局を見ましたが、多少今後に残される面のあるうと思われるものは水害の救済の問題、米の問題、道路の問題、大佐井橋の問題等々に誠に深刻なむずかしい問題であったので

る所存であります。この理念に基づいて、先づ、第一に手をつけなければならぬものは、情報化時代に即応する情報センターの施設だと思います。

我が村が他地方に比して、最も遅れているのは情報集取機能であります。電報電話の利用すら極めて不便な漁業部落が五部落もあります。重要産業である漁業にとつて最も大事なものは天候の状態、漁況の状態、販売市場の状態を一刻も早く知ることです。

これ等の役割を果たすものは情報センターです。何をおいてもこれはやらなければならないと思

謹 賀 新 年

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-----|-----|------|-----|-------|------|------|------|-------|-----|------|-------|-------|--------|-----|------|-----|------|-----|-----|-----|-----|
| 佐井村長 | 助役 | 収入役 | 議会議員 | 副議長 | 総務委員長 | 文教厚生 | 土木建築 | 産業経済 | 教育委員長 | 教育長 | 農委会長 | 選管委員長 | 公平委員長 | 村立診療所長 | 歯科 | へき地 | | | | | | |
| 渡辺幸定 | 宮川年 | 三戸重 | 川畑徳 | 川畑徳 | 木部俊 | 内田順 | 吉田豊 | 高橋兼 | 奈良兼 | 他田素 | 品田素 | 石沢員 | 委員、兼 | 委員、兼 | 樋口員 | 委員、兼 | 若山員 | 委員、兼 | 馮周員 | 張村員 | 市村員 | 村職員 |

ます。

第二には、生産物を出来るだけ敏速確実に市場へ送る輸送機関を整備することです。これには車と船が大切な役割を持ちます。そこで、関係機関である漁業協同組合、農業協同組合、商工会、佐井村及び各船舶会社が一体となつて、大きく活動する体勢を作ることです。

第三には、単に産業面ばかりではなく、一般社会開発の向上の為に道路整備が喫緊の急務だと思ひます。それには国の奥地産業開発道路計画、県の地方道計画、国有林の計画、村の計画を緊密な連関のもとに、最大の機能を發揮するよう最も合理的な整備をするこゝとです。

第四には、百年の大計として忘れてはならない教育の問題です。申すまでもなく、凡ての発展向上のものは教育です。残念ながら我が村には定時制高校すらありません。僅かに通信教育で満足しなければならぬ実状です。せめて技術本意の各種学校でも考えております。

以上は、新年を迎えるに當つての構想の一端ですが、実現に幾多の困難と問題があるうと思われまゝす。村民皆さんの御協力を切に希望いたします。

最後に村の発展と皆さんの御多幸をお祈りして筆を擱きます。

年頭のあいさつ

佐井村議会議長

川 畑 徳 次 郎



新年おめでとうございます。

多端な年であつた昭和四五年も静かに暮れ、ここに輝かしく新しい昭和四六年の朝を迎え、すがすがしい心で新年の感激をかみしめております。

さていよいよ、一九七一年である今年こそは、佐井村一大躍進の年である様に祈りたい。

第四種佐井漁港の工事の進行と共に、村民待望の函館、佐井間のカーフェリーの就航、佐井、平館間のフェリーの問題等、そして遠距離通学の児童生徒に対してのスクールバスの運行、また上磯部落への定期バスのスクールバス代行

の利用をも考慮しなければならぬだろう。今年には特に佐井村におきましては、世紀的な性格をおびて浮び上りつつある佐井村山村開発センターの建設である。

このセンターの内容を詳しく知らないのではありませんが、鉄筋コンクリート三階建であることにはほぼ間違

い無さそうであります。佐井村地域開発の目的には、道路は勿論の事、生活環境整備施設及び生産基盤の整備、観光資源の開発、社会教育の振興及び郷土文化の保存等々数えきれない程の目的があることとあります。我が村には、なぜこ

うした施設が何故必要かは論を待たないが、一月から荒れ、二月からは山々が雪となり、翌年の三月末迄雪と海の大時代に埋れる。そこで、都市時代にふさわしい村造りの季節が到来する。これは夢かも知れないが、夢が現実のものとなる世なのです。佐井村山村開発センターの建設はそれでも

命を達成する点について、組合員各々が租税に関する真の理解を得ることが最も肝要なことと考えるものであります。日頃納税額に見合った掛金、即ち貯蓄をし、納期内

あります。

このジャンボセンター実現こそ都市化時代にふさわしいものになる事をお祈りしてやまない。この輝かしい希望を村民の皆さんの深い愛情をもって、センターの建設

を静かに見守ってくれる事を信じるものであります。

末筆乍ら、村民の皆さん今年こそは最良の年である様心から祈念いたします。

年頭のあいさつ

佐井村納税貯蓄組合
連合会々長

藤 田 貞 雄

昭和四六年の新春を迎えるにあたり、納税者の皆さんに謹んで新年のお慶びを申し上げます。

本連合会も、年を重ねるにつれて、次第に発展されてきたことは、力のなつて貴重な時日を投じて、組合運営のため努力されている単位組合長以下役員の皆さん方には心から敬意と感謝の意を表するものであります。

今年度も納税貯蓄組合本来の使命を達成する点について、組合員各々が租税に関する真の理解を得ることが最も肝要なことと考えるものであります。日頃納税額に見合った掛金、即ち貯蓄をし、納期内

に完納する觀念が必要であると思ひます。それには、組合内部においてお互い心を通わし、思いを相通じて協力し、和合をより一層深めなければならぬと考へます。また、納税貯蓄組合自体の納税成績のみに拘泥することなく、地方自治体の現況を認識し、研究したならば、明るく立派な納税組合を築きあげることになると思ひます。

ここに新春を迎えるにあたり、租税の重要性に思いをいたし、今後の発展と皆様のご健闘をお祈り申し上げ、ごあいさつといたします。

投票はあなたがする政治です

31日

青森県知事選挙

投票は記号式です

昭和四十六年二月二十五日に任期満了となる知事選挙は一月三日に行なわれることになっています。知事選挙は前回(四二年)の選挙から記号式投票制度を採用しています。この制度は、投票用紙にあらかじめ候補者の氏名を印刷しておき、選挙人は、投票しようとする候補者の上欄に、○印のスタンプを一つ押せばよいのです。○印の木印や、スタンプ台は投票記載所に備えてあります。

投票率は極めて低いのです。しかも、選挙の回を重ねるごとにこの傾向は目立ち、青森県下の前回の投票率は僅か五七%でした。○人中四三人が投票していません。○となりません。(当村の場合は七九・八%)

「自分一人位は投票しなくても」という人まかせの考え方をもっている人が以外に多いのです。○一月は県政を考える月

知事選挙の告示は、一月六日です。投票日まで二五日あります。この期間中は、テレビによる政見放送、立会演説会、毎戸に配付される選挙公報などによって、候補者の政策が発表されます。この際私たちは、知事を選ぶ主権者として、今後の県政そのものをじっくり考えてみる必要があると思

います。そのためには投票日まで各家庭においても、県政が当面している問題について、候補者の政策を足がかりとして「話しあい」の場をもつてみるべきです。

生活にむすびつく選挙 県政の施策は、市町村行政に結びつき、そのまま私たちの生活と直接つながりをもっているだけに、知事選挙は人まかせでは済まされないのです。

不在者投票制度の活用 投票当日投票所に行つて投票できない見込みの人は、あらかじめ不在者投票をしてください。不在者投票は投票当日にやむを得ない用務で、村の区域外に出る人、投票日の前後に出産を予定されている人、県が指定する病院等に入院中の入居者が、投票日前日までに投票できる制度です。これらの理由に該当する人は、どうぞ不在者投票の制度をご利用ください。

○棄権の多い知事選挙 残念なことですが、各種の選挙のうちでも、知事選挙の

生活にむすびつく選挙

生活にむすびつく選挙 県政の施策は、市町村行政に結びつき、そのまま私たちの生活と直接つながりをもっているだけに、知事選挙は人まかせでは済まされないのです。

不在者投票制度の活用

不在者投票制度の活用 投票当日投票所に行つて投票できない見込みの人は、あらかじめ不在者投票をしてください。不在者投票は投票当日にやむを得ない用務で、村の区域外に出る人、投票日の前後に出産を予定されている人、県が指定する病院等に入院中の入居者が、投票日前日までに投票できる制度です。これらの理由に該当する人は、どうぞ不在者投票の制度をご利用ください。

テレビ、ラジオ、新聞による報道

テレビ、ラジオ、新聞による報道 次の日程により、それぞれの報道機関が報道します。

△テレビ 一月十七日「県政の窓」対談放送(RAB、午前八時四五分)

△ラジオ 一月十六日、同三十日「県広報タイム」(午前七時五〇分〜八時)

▽新聞 一月六日付朝刊「私たちの暮らしと県政」(東奥日報社)

立会演説会 一月十三日午後六時(むつ市立第二小学校)

○投・開票時間と投・開票所 大佐井、青年研修所●古佐井、農協倉庫●原田、佐井漁協原田支所●川目、佐井小川目分校●矢越青年会館●磯谷磯山寺(午前七時から午後六時)長後、小中学校●福浦、集会所●牛滝、小中学校●野平、婦人ホーム(午前七時から午後四時)

●(午前七時から午後四時) 開票所、青年研修所(午後七時半の予定)

一月三十一日の投票日には選挙人の一人一人がすすんで自覚ある選挙権を行使するようにしたいものです。

○テレビ、ラジオ、新聞による報道 次の日程により、それぞれの報道機関が報道します。

△テレビ 一月十七日「県政の窓」対談放送(RAB、午前八時四五分)

△ラジオ 一月十六日、同三十日「県広報タイム」(午前七時五〇分〜八時)

▽新聞 一月六日付朝刊「私たちの暮らしと県政」(東奥日報社)

立会演説会 一月十三日午後六時(むつ市立第二小学校)

○投・開票時間と投・開票所 大佐井、青年研修所●古佐井、農協倉庫●原田、佐井漁協原田支所●川目、佐井小川目分校●矢越青年会館●磯谷磯山寺(午前七時から午後六時)長後、小中学校●福浦、集会所●牛滝、小中学校●野平、婦人ホーム(午前七時から午後四時)

●(午前七時から午後四時) 開票所、青年研修所(午後七時半の予定)

今月の納税

納期	村県民税	四期
限	国保税	四期
一月三十一日		

税金などの払込は下信へ
税金などの払込は役場までわざわざおいでにならなくても、下信へ納額告知書を持参すれば納入できます。

今月の行事

- 一月一日 名刺交換会
- 一月三日 消防団出初式
- 一月四日 御用始
- 一月六日 失保認定日
- 一月一五日 成人式

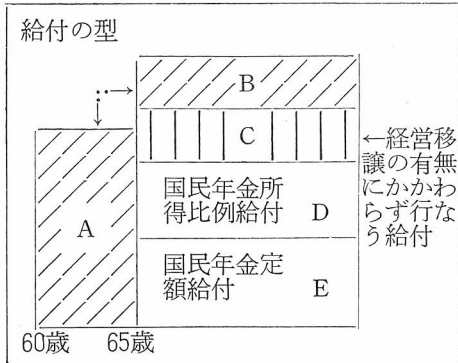
人口	男	2,497 人
	女	2,602 人
	計	5,099 人
		1,098 世帯
		(45. 12. 1 現在)

解説

農業者年金

年金はいくらもらえるか

(1) どんな年金がもらえるかをみてみましょう。次の図をみてください。



この図の斜線の部分 (A および B) が経営移譲年金で、網の目の部分 C が農業者老齢年金です。白の部分 (D および E) は国民年金の所得比例給付と定額給付ですが、これも六五歳から給付がはじまります。経営移譲した人は、六五歳からは E・D・C・B の四階建ての年金をもらい、経営移譲しなかった人は E・D・C の三階建ての年金をもらうということになります。

(2) 年金の額ですが、下の表により、大まかな給付月額はおわかりと思いますが、もう少し詳しくみておきましょう。

(ア) 経営移譲年金は六〇歳から六五歳になるまでと、六五歳以降の二本建となっており、①六〇歳から六五歳になるまでの分は、八百円に保険料納付済月数を乗じた額です。

(イ) 例、八〇〇円×二四〇月(二〇年)＝四八、〇〇〇円(年額)：月額にして四、〇〇〇円)

(ウ) この例のように、農業者年金の最低資格期間二〇年の人が、六〇歳で経営移譲すれば、経営移譲年金一六、〇〇〇円(月額) A の給付がはじまり、そして、その人が六五歳になると国民年金の定額給付九、六〇〇円 E (この表の※印の説明のように一〇年分プラス)

と、同所得比例給付三、六〇〇円 D (これは農業者年金と同時発足で二〇年金、それに経営移譲の有無にかかわらず給付される農業者老齢年金四、〇〇〇円 C およびこれまで受けてきた経営移譲年金の割、六〇〇円 B の合計月額

一八、八〇〇円が支給されることになり、六五歳になっても経営移譲しなかった人は、経営移譲給付の割に相当する一、六〇〇円があり、せんから月額一七、二〇〇円の給付をうけるといことです。これまでみてきましたように、この年金は経営移譲の促進を政策目標にしていますので、経営移譲した人にはとくに有利になってお

給付の月額

給付の種類		加入期間			
		5年	20年	25年	30年
60~64歳給	経営移譲を要する給付 A	8,000円	16,000円	20,000円	24,000円
	経営移譲の無にかかわらず行なう給付 C	1,000	4,000	5,000	6,000
65歳以降の給付	経営移譲(65歳)を要件とする給付 B	800円	1,600円	2,000円	2,400円
	国民年金所得比例給付 D	900	3,600	4,500	5,400
	国民年金定額給付 E	6,000	9,600	11,200	12,800
	計 B+C+D+E ()内は C+D+E	8,700 (7,900)	18,800 (17,200)	22,700 (20,700)	26,600 (24,200)

(注) () 内は経営移譲しなかった人

※ 国民年金定額給付は、36年発足のため、加入期間に10年分を加えて計算されている。定額金は、25年拠出(最低資格期間)で月額 8,000円、30年で9,600円、35年で11,200円、40年で12,800円となる。

[算式] (納付月数×320円) = 給付年額

りませんが、経営移譲しなかった人に対しても保険料の掛けすてにならないよう自分の納めた保険料と利息が返ってくる仕組みがとられております。これが六五歳から経営移譲しなくても給付される農業者老齢年金にあたるわけです。これらの年金額は、将来国民の生活水準等に合わせ改定されることになっています。

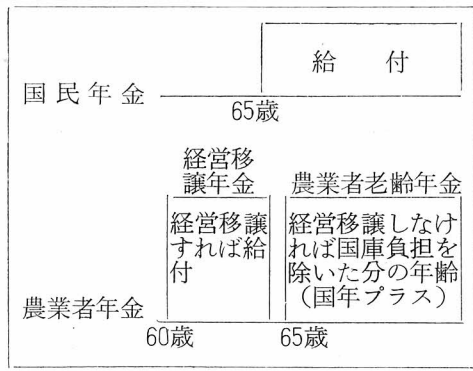
いつから年金がもらえるか (1) 経営移譲年金：…農業者年金に加入して、二〇年間保険料を納めた人(最低資格期間を満たした人)が、自分の農業経営後継者に譲ったり、第三者の規模拡大に役立つように移譲した場合には経営移譲年金がもらえるようになります。

この場合の経営移譲とは、農地の所有権を移転するだけでなく、第三者に対しては長期時間(一〇カ年ぐらい)貸し付けるものでもよいことになっています。なお、経営移譲は、自分の経営農地等の全部(三〇アール以上)ということになります。第三者移譲に限って、一〇アール程度の自留地を残しておいてもよいことになっています。

経営移譲年金は、(ア)六〇歳までに経営移譲したときは六〇歳から、(イ)六〇歳から六五歳になるまでの間に経営移譲したときはその時点から、それぞれ給付がはじまります。

(2) 農業者老齢年金：…六〇歳になるまで二〇年以上保険料を納めてきた者が六五歳になっても経営移譲をしなかった場合および、すでに経営移譲年金を受けている者に六五歳から支給されます。つまり経営移譲の有無を問わず六五歳になったらもらえる年金です。

(3) 脱退、死亡一時金……三年以上保険料を納めた加入者が途中で脱退したり、死亡した場合には納めた保険料以上の一時金がもらえます。



発足時の有利な取り扱い

ここで、ちょっと気にかかることがあります。それはこの年金が二〇年を最低資格期間とするということになる、現在すでに四五歳や五〇歳の人はどうなるかという事です。

この点については、農業者年金では制度発足当初の高齢者については経過措置がとられることになっています。

すなわち、制度発足時（昭和四六年一月一日現在）、三六歳をこえる者は五年から一九年をもって最低資格期間とする特例がもうけられており、五〇歳をこえる者は、

五年間保険料を納めればよいことになり、四九歳をこえ、五〇歳をこえない者は六年というように、順次最低資格期間が長くなるようになっていきます。しかも年金額は五年間の拠出で普通の年金の一〇年拠出分、一〇年拠出で一三年拠出分の給付が受けられる有利な仕組みになっています。

保険料はいくらか

最後に、加入者が納める保険料はいくらかということですが、結論からいいますと加入者の当初保険料は月額七五〇円ということになっていきます。

農業者年金の場合は、経営移譲年金については、その給付に要する費用の三分の一を給付時（将来年金をもらう時点）に国で負担するほか、当分の間、毎月一人当たり三二二円の国庫負担がつきまします。これらを合すると四二%という他の公的年金にみられぬ高率の国庫負担となります。これら手厚い国の補助と加入者の保険料とで年金財政がまかなわれることとなります。

農地等の買入れ、売渡しも行

基金は、離農希望者の農地等の買入れ、売渡しおよび融資も行ないます。

(1) 買入れ……年金の被保険者その他の離農希望者の農地等（付帯施設を含む）を買入れることがで

きます。その場合の農地等は農業振興地域整備法の農用地区域内にあるものに限られます。

(2) 売渡し……その買入れた農地等は経営規模拡大、農地の集団化、その他農地保有の合理化に役立つよう被保険者等に売り渡されます。

(3) 融資……離農希望者から農地等を買う者に対しては、四六年度から長期低利の資金貸付けをするよう準備中で被保険者サービスとすることで、他の制度金融より一層有利になるはずで

離農給付金とは

離農給付金は農業者年金を補完するもので、年金に加入していない五五歳以上の老齢経営主や、加入資格のない（任意脱退を含めて）零細経営主等が、その農地の全部（一〇アール程度の自留地は認める）を一定の要件で処分して離

農した場合に交付されます。その要件は、①売り渡す所有農地の面積が三〇アール以上である

こと。②売り渡しの相手は農業者年金の被保険者や農地保有合理化法人、基金等に限り、後継者への売り渡しは認めないことになって

います。給付金の額は、五五歳以上の者

で一定の要件にあてはまるものは三五万円、それ以外の者には一五

もつと高い年金がほしい

そのような人は

所得比例年金に加入しよう

加入できる人

国民年金に加入していて、現在保険料（掛け金）を納めている人ならどなたでも希望加入できます。

したがって、免除をうけている人は加入できません。また、農業者年金に加入する人は、この所得比例年金に加入を義務づけられています。（昭和四十六年一月から実施。）

保険料（掛け金）は

加入した月から月額三五〇円で。定額分の保険料を納めていない場合は納付できません。したがって、所得比例年金に加入した人の保険料は一カ月八〇〇円（定額分四五〇円＋比例分三五〇円）を納めていただきます。

うける年金とその額

老齢年金、通算老齢年金及び死亡一時金です。老齢年金の額は次のように計算されます。

一八〇円×納付した月数

〔計算例〕
二五年（三〇〇月）納付した場
合

① 比例分

180円×300月＝54,000円

(月額4,500円)

② 定額分

320円×300月＝96,000円

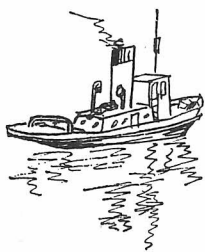
(月額8,000円)

③ 合計した老齢年金額

150,000円 (月額12,500円)

④ 死亡一時金の額は五、〇〇〇円から二六、〇〇〇円です。

◎ 加入申込は、昭和四十五年十月一日から役場（二番窓口）で受け付けしております。



正しい判断を!!

第一位 佐中三 島野真理子

先日、道徳の時間に先生から「いままでに、悪いことをしている人を見ても、注意できなかった経験はないか？」と質問されました。私は、質問されたとき思い出さることがつぎつぎと思いつき出されてきました。

廊下を平気で走っている人を見ても注意せずに通りすぎたり、からかわれている人を見ても、かばってあげることができなかったり、でも、決していいと思つてこんな状態をとるのではありません。一人になったりしたときには「どんな強い人でも、思い切つてやれば勝つことができる。」こんなことを自分自身で、決心してうれしく思つたりしました。でも、いざ行動となると、口からは言葉がでず、手足がいうことをきかず心ばかりがあせているのです。

でも「強い人に味方すれば、自分はやられずすむ。」こんな考えが心のどこかにあるのかもわかりません。だから、けっきょくはいくら頑張ってみても、口で言うだけ。それだけで終わってしまふんです、そして、「なんて情けないんだらう、こんどこそは必ず。」と思つても、実際には思つたこととの半分も実行できない。こんなことのくりかえしです。

みなさんだって、こんな経験はありませんか。いえ、ないと思つている人でも、よく考えてみれば思いあたることはありませんか。現在、私達の学校では「三正運動」つまり、正しい歩行、正しい言葉、正しいあいさつという校内生活の基本となる運動を行なっています。そしてそれを徹底させるために、個人カードという方法を使っています。

三正運動をやぶつたものはそのカードに記入していき、クラスごとに集計して、違反率の一番多いクラスは一週間のあと朝会で反省します。そのせいで、一学期の末にはどこどころも違反率が少なく、みんなも大部意識して守るようになりまし。しかし二学期になつて、再び始めたら、今度は走っている人を見ても注意せず、そして自分が走る。でも、あとの人も注意しない。こういった調子です。それも特に強そうな自分は齒

もたたないような人には、見ないふりをする人さえあります。自分でどんなことをしているのかも考えず、正しい判断もせずに自分を弱いと思ひ、つい強い人の味方をしてる。

そのため自分の考えをハッキリせずに、いいなりになつてしまつたり、自分に責任をもてずに他人にたよつてしまふのです。そしてその理由を「みんなやってるから」とか「自分だけではない」といって、自分の責任から逃げようとしてます。

さてみなさん、これではどんな方法をとつても決して良くなるものではないです。結局は、一人一人の気持ちのもち方にかかっているのですから、その一人一人の私達にかけているものは、正しい判断ではないでしょうか。

「今、自分はどうすべきなのか。」ということを考え、それを率直に行動することができる強い心の判断ではないでしょうか。そうした判断が私達にあつてはじめて間違つた行動を大きくしないうちに、だれかが注意し、うちとけることができるはしないでしょうか。

近頃は朝会でよく先生方から注意されたり、たまには校長先生からもいわれたり、そしてこの間は、持ち物検査までもしました。そして不用物は前に出され、男子の帽子も検査されました。また、教室へきても「名札のついていないもの」「帽章のついていないもの」と、いろいろと調べられました。このような検査は一度だけでしたが、先生方からは何度もいわれ

ています。土足とか、買ひ食いと、ズックがいなくなったことについてとか。最近の校内生活は、こんなことがすぐ目立っています。

このように、本当はちよつと気をつけるとなおるようなことは、先生方にいわれるまでもなく、私達の手で、心で自主的になおしてゆくべきものではないでしょうか。

そのためには、強く、よく考え、

と、いろいろと調べられました。このように検査は一度だけでしたが、先生方からは何度もいわれ

戸籍の窓口

12月14日現在

- お誕生おめでとう
若山 昭宏(重慶) 古佐井
- ご結婚おめでとう
中村 進(大畑町)
- 渡部 せい子(古佐井)
- 高潮 生香(熊本市)
- 石戸 彰男(福井)
- 長内 和子(青森市)
- 鳴海 伊サ子(むつ市)
- 館脇 洋弘(八戸市)
- 大川 敬三郎(古佐井)
- 菊池 昭三郎(大畑町)
- 能登 順平(古佐井)
- 辻中 きみえ(福井)
- 田中 照一(大佐井)
- 坪谷 信義(大佐井)
- 細谷 信義(明野町)
- 田中 信義(牛野)
- 紀伊 忠美(古佐井)
- 福田 富三郎(古佐井)
- 泉田 秀蔵(古佐井)
- 大坂 ことと(古佐井)

編集後記

「一年の計は元旦にあり」と申しますが、皆さんも本年の計画をおたてのことと存じます。今年はお選挙にあけ、選挙にされる年」と言われるように、一月三十一日の知事選挙を皮切りに、県議、村議、市長、参議院選挙が執行されます。選挙はよく人を悪くするとも言われますが、選挙ほど私達住民の意見が村や県・国の政治に反映されるものはありません。新年早々から「買収」「賄賂」など選挙違反に始まつては「人間」という高等動物が他の動物にわらわれはしないでしょうか。「投票したくない」「投票しない」という人は議員云々、政治家云々といふことはできなくはなりません。お互い自分の考えをまげることなく、一九七一年を明るくスタートしたいものです。